



許可番号 第 27 号

# 一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 島根県松江市八幡町882番地2

(法人にあっては所在地)

氏 名 アースサポート株式会社 代表取締役 尾崎 俊也

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者  
であることを証する。

出雲市長 飯塚 俊之

複写無効



許可年月日 令和3年(2021)10月6日

許可の有効期限 令和5年(2023)10月5日

1 事業の範囲 出雲市内一般廃棄物収集運搬業  
(積替え、保管を含まない。)

2 許可条件 裏面特記事項を遵守すること

3 許可の更新、変更の状況

- ・ 平成19年(2007)10月5日 更新許可
- ・ 平成21年(2009)10月5日 更新許可
- ・ 平成23年(2011)10月5日 更新許可
- ・ 平成25年(2013)10月4日 更新許可
- ・ 平成27年(2015)10月5日 更新許可
- ・ 平成29年(2017)10月5日 更新許可
- ・ 令和元年(2019)10月5日 更新許可
- ・ 令和3年(2021)10月5日 更新許可

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

複写無効

## 特記事項

- 1 業務の範囲は、市が行うことが困難な一般廃棄物の収集運搬に限ること。
- 2 市内で収集運搬にあたる車両は指定した車両に限る。なお、指定した車両には市の発行する許可標識をその見やすいところに掲示すること。また、運搬車両、運搬容器その他運搬施設については、廃棄物の飛散及び流出、悪臭の漏出がないようにすること。
- 3 収集運搬車両の格納にあたっては指定の車庫に格納し、悪臭、汚水の漏れ等の被害、迷惑を及ぼすことのないようにすること。
- 4 収集運搬車両を清潔に保持するため、指定の洗車設備での洗車を怠らないこと。
- 5 収集車両に乗り組み、作業に従事する従業員は、車両1台について、運転手を含んで2名以上確保されていること。
- 6 積替え・保管施設を有する場合には、当該施設から廃棄物が飛散し及び流出し、並びに悪臭が漏れることのないよう必要な措置を講じること。
- 7 出雲エネルギーセンター、出雲クリーンプラザ、平田不燃物処理センター、佐田クリーンセンター及び斐川クリーンステーションへの搬入に際しては、各施設が示す搬入許可区域、注意事項を厳守するとともに、施設職員の指示に従うこと。
- 8 業務を行うに際しては、次の事項を記載した帳簿を備えること。
  - ・ 収集又は運搬年月日
  - ・ 収集区域又は受入先
  - ・ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量

この帳簿は事業所ごとに備え、毎月末までに前月中における事項を記載すること。  
帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。
- 9 その他関係法令を厳守するとともに、許可業者であることの自覚を持ち、積極的に環境衛生の向上に努めること。

上記特記事項の遵守がない場合は、その後の営業活動の可否を検討する。